

10月1日以降の学校運営について

～県教委通知文より抜粋～

本県に対する「緊急事態措置区域」の指定は9月末をもって解除されるが、第5波は未だ終息したわけではなく、現段階においても、1つのエラーをきっかけにクラスターが発生する現状の中、引き続き感染防止対策を徹底しながら、徐々に日常を取り戻していくことが強く求められている。

感染防止対策が長期化している中ではあるが、各学校においては、受験シーズンを迎えるとともに、学校行事や部活動の大会・発表会等も盛んになることから、子供たちの貴重な機会、大切な機会を奪わないためにも、メリハリをきかせた感染防止対策を継続していく必要がある。

- ・ **飛沫感染と接触感染が主な感染経路**
 - ※ 大半は飛沫感染、一部接触感染により拡がる
- ・ **飛沫感染予防 = マスク着用・部屋の換気**
 - ※ マスク着用によりウイルスを含んだ「飛沫」の発生を防ぐ
 - ※ 感染しても無症状で経過する人が3分の1以上存在するため、**誰もが自分自身に症状がなくてもマスクがなければ感染力がある「飛沫」を出し他者に感染させる可能性があるという認識をもつことが必要**
 - マスク着用の意義
 - ※ 飛沫に加え、より小さな「エアロゾル」による感染伝搬を防ぐため、部屋の換気を適切に行う
- ・ **接触感染予防 = 手指衛生（流水と石鹸での手洗い・アルコールによる手指消毒）**
 - ※ 環境消毒より手指衛生でウイルスの体内侵入を防ぐことが可能
- ・ クラスターなど感染が拡大した主要な感染経路は「飛沫感染」
 - ※ **飲食を伴った会話での感染がほとんど ← 黙食の重要性**
- ・ **3密（密閉、密集、密接）の環境（1密でも危険） + マスクを着用していない = 感染リスクが最も高い状況**
- ・ 症状が出た人は**症状が出る前2日から他者への感染性あり**
- ・ **感染力の強いデルタ株でも、マスクの着用、距離の確保、手指消毒等の感染防止対策を徹底すれば、基本的に感染しない**

◆ マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられます。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
 - ※ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。
 - ※ 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。
- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
「学校の新しい生活様式Ver.6」（文部科学省）より